

# 浜松市議会本会議

平成18年12月4日(月)

## 私の一般質問

浜松市議会議員

長山 芳正



### 合併協定書の再確認について

30番 長山芳正

本日最後、5人目と言うことで、聞いている議員の皆様方もまた答弁者側もお疲れのこととは思いますが、傍聴者も来て頂いておりますが、先の、竜山程の%にはなりませんので、前置きは辞めますが、今しばらくお付き合いをお願いいたします。

私は新世紀浜松所属議員として、新市が目指すクラスター型政令指定都市としての山村問題等の観点から、通告してあります諸点について、明確なる答弁を期待し質問を致します。

12市町村が環境と共生するクラスター型政令指定都市の実現を目指して平成17年7月1日に合併、それから1年余となりました。そして去る10月24日には、19年4月から政令指定都市に移行することが閣議決定され、新しい時代の新しいまちづくりに向かつての、スタートに期待が膨らむところであります。

政令指定都市制度は、大都市における行政運営を効率的に行うためにつくられた制度であり、人口や産業が集中する大都市においては、市が対処すべき行政需要が増大し、高度で専門的な行政サービスが必要となり、そのため市民生活やまちづくりにかかわりの深い事務や権限を都道府県から大都市に移譲し、市民福祉の向上を図ろうとするものであると、されておりますが、当浜松市は面積的に大変広く1500平方キロメートル余であり、そのうち森林が約68%で、人家も大変散在している地域も多く、こうした地域は、一人当たりの投資額から見れば非効率のと言わ

れること多くであり、大変厳しい状況であります。しかし、農山村は我々の生活を支える生産機能だけでなく、多様な多面的な機能を果たしています。それは主に国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等、公益機能の面でも大きな役割を果たしていることについては、国民の関心や、理解を得てきているところ

るであります。

この平成の大合併は、地方分権一括法が行われ、地方でできることは地方で、そして21世紀は地方の時代、市町村の時代と言われますが、国、地方ともに財源的に厳しく財政再建的色彩が強く、明治や昭和の合併期のように、国内各地が比較的均衡した発展状況で



なく、しかも隣近所の合併でなく広域的な合併で、言わば都市化政策で、国土政策について見識を示していないのが残念であります。そうした中、新浜松市はクラスター型政令指定都市の実現を目指したものであり、また都市と山村と共存共栄を目指した、全国的にも大変注目されている合併であり、北脇市長も総務省等に、従来の都市型とは異なる中山間部や農村を含む政令市のあり方について支援をお願いしていると聞いております。

そこで、新市が目指すクラスター型が、ただ単に合併のための標語に終わらず、効率追求だけで、ぶどうの房の粒が一つ減り二つ減り、地域の伝統や特性も薄れ、都市へのさら

なる人口移動とならないように願う見地から、質問させていただきます。

最初の質問は、合併協定書の再確認についてということで市長にお伺いいたします。

合併について、結婚を例にするのも程度が低いと思いますが、市長さんは別として、結婚前と結婚後とは誓いの言葉は交わしたにもかかわらず、大分違うことが多くであります。しかし、時おり誓いの言葉を思い出して、お互いの長所をお互いに探し合い、認め合って、明るい楽しい、幸せな家庭をつくることであります。合併は改革であります、今回の合併は、特に地方行政における構造改革だけでなく行財政改革であります。こうしたことを基本とし、各市町村長、並びに議長、学識経験者による合併協議会において協議に協議を重ね、合併の方式については浜松市に編入する合併とし、11の旧市町村長等の特別職の失職、また議員も173人から在任特例を適用せず定数特例による増員選挙の19人とする。また職員数の減、さらに地域協議会委員の報酬も無報酬とする等々、行財政改革を十分踏まえる中で新市建設計画等を策定し、合併後のまちづくりについては、対等な精神を持って臨み、各市町村のそれぞれの歴史と伝統文化を尊重するとともに、一市多制度の導入などにより、地域の個性と特色を生かし、各市町村の今後の均衡ある発展を担保することにより、クラスター型政令指定都市の実現を目指したまちづくりを進めるとした合併協定書には、各市町村長が署名、そして公印を押印し、各市町村議長の立会人としての署名を頂いて締結した協定書であります。

そうした中、浜松市財政改革推進審議会で過去の決定にとらわれず、未来志向で聖域の

ない改革をすべきということで、浜松市の行財政改革についていろいろとご提言をいただいております。こうした提言を十分尊重し、改革すべきは改革していかなくてはなりません。その中で一市多制度とか、新市建設計画等も議論いただいておりますが、前にも我が会派の河合議員、伊東議員からの質問にもご答弁いただいております、失礼かとも思いますが、最近の行革審の議論等々を聞き、合併したばかりなのに、合併に向かって決めたことはどうなるのか等々、大変心配される声も多く聞かれますので再度、この協定書の重みをどのように考えているのかお伺いいたします。

### ■北脇保之 浜松市長

第30番新世紀浜松長山芳正議員の御質問にお答えいたします。

御質問の第1番目、合併協定書の再確認についてでございますが、これまでも申し上げておりますように、合併協定書は旧12市町村の新市に対する思いが込められた合併協議の集大成であり、約束事であり、これは大変重いものでございます。私は、33の協定項目としてまとめられた合意事項を今後とも遵守していく考えに変わりはございません。御指摘の中にありました一市多制度は、クラスター型政令指定都市を実現する大きな柱の一つであり、住みやすさが実感できるまちづくりを進める上で欠かせないものと考えております。また、新市の青写真である新市建設計画も、現在策定中の本市の行財政運営の根幹となる新総合計画に引き継いでいるところであり、着実に遂行してまいります。なお、これらの事業実施に当たりましては、その時点の社会経済情勢や市民ニーズを的確に

とらえる中で、より効果的なものとしていくことが重要でありますので、事業規模や実施時期等につきましては、必要な見直しを図っていきたく考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

先日、代表質問の冒頭におきまして、来期への決意を私、表明させていただきましたが、これも合併協議の約束を実現することが私の務めである、このような思いから出ているところであることを、どうか御理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

### 交付税算定における 基準財政需要額について

#### ■30番 長山芳正

次に質問の第2として、交付税算定における基準財政需要額について、財政部長にお伺いいたします。

国は国家財政立て直しのために、地方交付税を減額していることは由々しき事態であり、国は地方自治を支える財源保証機能としての地方交付税をもう一度認識すべきだと思います。そこで、つぎの3点についてお伺いたします。

1点目として、総務省より2007年度から人口と面積を基準にした「新型交付税」の骨格が地方6団体に示されたところでありますが、合併して新浜松市となり、18年度予算も市債残高を増やすことなく、健全財政に向かってスタートしておりますが、地方交付税が合併協議の中で示された財政シミュレーションでの地方交付税と大きな開きがあります、これは市税など基準財政収入額が伸びた

ことによるものと思えます。11市町村が浜松市と合併したことによって林道、農道、市道等の延長も伸びたことにより、基準財政需要額にどの程度参入されているかお伺いいたします。

次に、2点目として、道路だけでなく基準財政需要額の算定要因となる全てについて、測定単位及びその数値の捕捉について現実から見て即しているかどうかお伺いいたします。

次に、3点目として、交付税算定に当たっては、森林の持つ公益機能からたとえ経済効率に合わなくても、公益機能を重視して地方自治体の財源措置として、森林を整備すべきとの声が高まってきております。こうした時、市面積の68%を森林が占める政令指定都市として、森林面積を基準にした水源涵養、地球温暖化防止としての二酸化炭素の吸収などの公益機能の寄与率といった補正係数を十分加味するように、国に積極的に要望すべきと思うが伺いいたします。

#### ■平木省 財政部長

御質問の第2番目の交付税算定における基準財政需要額についての1点目、林道、農道、市道等の需要額についてお答えいたします。

まず、新型交付税につきましては、国の義務づけや基準づけがない、あるいは弱い行政分野に係る交付税算定を人口と面積により簡素化するものでございます。現在国において制度設計中でございますが、過疎など真に配慮が必要な地方団体には対応していくという仕組みを確保するとされており、浜松市といたしましても支障はないと考えております。

さて、平成18年度の普通交付税額は15億円  
でございます。合併協議の財政シミュレー  
ションによる見込み額を大幅に下回っており  
ます。これは御指摘のように、市税の増など  
による基準財政収入額の伸びのほか、基準財  
政需要額の圧縮によることが要因でございま  
す。そのような中、今年度の普通交付税のう  
ち林道、農道、市道等の延長による基準財政  
需要額でございますけれども、林道につきま  
して約4000万円、農道につきまして約1  
億円、市道等が含まれます道路橋りょう費と  
いたしましては約102億円がそれぞれ需要額と  
して確保されてございます。

次に、2点目のすべての算定要因について  
需要額が十分であるかについてお答えいたし  
ます。三位一体の改革の中で地方交付税の総  
額が大幅に抑制されておりますので、本市の  
財政運営におきましても非常に厳しい状況に  
なっております。道路以外の項目につきま  
しても、交付税の総額が抑えられていること  
に伴いまして、各項目ごとの単位費用などが  
前年度に比べ減少しているため、需要額への  
算入は十分とは言えない状況であると考えて  
ございます。

次に、3点目の森林の持つ公益機能寄与率  
などの交付税算入におきましてお答えいたし  
ます。森林の公益的機能を維持増進させるた  
めの交付税措置といたしましては、人工林の  
伐採時期を延ばし、樹齢の異なる樹木をふや  
すことで、複層林化を促進する地方団体の取  
り組みに要する経費が今年度から新たに措置  
されております。森林の持つ公益的機能に係  
る交付税算入につきましては、これからの課  
題であると認識してございます。今後、广大  
な森林面積を持つ政令指定都市といたしまし

ては、森林に係る経費について基準財政需要  
額への反映を要望していくなど、引き続き中  
山間地への支援を要望してまいりたいと存じ  
ます。

## 森林・林業の将来像について

### 30番 長山芳正

次に、質問の第3として、浜松市としての  
森林・林業の将来像について、農林水産部長  
にお伺いいたします。

時代は変わり成熟社会を迎え、社会のニー  
ズがさらに多様化、複雑化、高度化した現在、  
効率性の追求を大切にしつつも、効率性だけ  
でなく、それぞれの地域の特性を生かした、  
環境と共存するクラスター型政令指定都市を  
目指すに当たり、森林が市面積の約3分の2  
を占める市としての森林・林業の将来像につ  
いて、どのように考えているかお伺いいたし  
ます。

### 伊熊守 農林水産部長

次に、御質問の3番目、浜松市としての森  
林・林業の将来像についてお答えいたしま  
す。

森林は浜松市の68%を占め、浜松市の環境  
を構成する大きな要素の一つであります。こ  
の森林をどのように経営、管理するのかは、  
浜松市が掲げる環境と共生する都市の実現の  
大きなウエートを占めています。そこで、平  
成19年3月を目標に、浜松市の森林の多面的  
な働きを高め、林業がはぐくんだ森林資源を  
生かす浜松市森林・林業ビジョンを、21人の



とになりましたので、今後は持続可能な方法で森林の  
公益的、経済的機能を十分  
に発揮させる経営、管理を  
目指します。次に、市域と  
しては、合併により川上と  
川下が一つの市域になりま  
したので、今後は森林を活  
用することで、木材を初め  
とする林産物、人材、情報、  
知恵が循環する社会の形成  
を目指します。最後に、市  
民としては、合併により森  
林と林業は80万人の市民か  
ら応援を得ることができ  
ようになりましたので、今  
後が市民が積極的に森林と  
触れ合い、地域材を利用し、  
さらには山村に暮らす人た  
ちと交流することで、市民  
の快適な生活の向上を目指  
したいと考えております。

## 林道等基盤整備の推進に ついて

### 30番 長山芳正

次に、質問の第4として、林道等基盤整備  
の推進について、農林水産部長にお伺いいた  
します。

森林は国土の約3分の2を占め、日本は世  
界有数の森林国と言われており、森林は貴重

委員から成る検討委員会を中心に策定してい  
ます。その中で、現在までに検討された森林  
と林業の将来像として、公益性と経済性が調  
和する価値ある森林を、森林や林業にかかわ  
る人のみだけではなく、浜松の市民が協働し  
てつくるため、価値ある森林の共創が理念と  
して提案されています。また、公益性と経済  
性が調和する価値ある森林がともにつくられ  
たときの森林や市域の姿と市民の暮らしを目  
標として設定されています。まず、森林とし  
ては、合併により広大な森林資源を有するこ

なる資源であります。現在我が国は、世界有数の経済大国と言われている中、木材などさまざまな面で世界の森林に依存しています。しかし、この森林も世界的に見れば、この10年間で我が国土面積の約3倍もの森林が熱帯林中心に減少しており、その動きは今なお、歯止めがかかってないと林業白書に報告されています。

また、燃料や建築材として消費される木材も人口増加と経済発展と相まって、長期的に増加していると報告されています。特にアフリカ等の人口増加や中国等での経済発展等を考えると、世界の木材消費量は増加が予想されています。今後こうしたことから、森林は資源としての木材生産と環境保全、国土保全など公益機能等も考えた、先を見越した長期的視野の中で、森林の育成管理を行政として指導していくことが必要だと思えます。

そこで、森林の適正な管理を行うには、林道網の整備であり、開設、舗装、特に林道は急勾配のところが多く、維持管理を怠ると森林崩壊や林道災害につながるから、現在、県等の補助事業を採択していただく中で進めてきていますが、政令市移行に伴い、県補助金の廃止または北達の過疎債対象地域も22年度から廃止の可能性もあると聞いておりますが、林道等の整備をどのように進めるのかお伺いいたします。

#### ■伊熊 守 農林水産部長

次に、御質問の4番目、林道等基盤整備の推進についてお答えいたします。林道は木材や森林で働く人々を運ぶための道であるとともに、山村で暮らす人々の生活道でもあります。ことし8月に佐久間町大井地内の国道152

号のり面崩壊により通行どめになったときは、県道水窪羽ヶ丘線とともに、地元の人たちは林道西渡線を迂回路として活用いたしました。こうした林道が市内には36路線、648キロメートルが整備され、森林の整備、木材の生産、さらには地域間の交通手段として活用されています。林道は骨格となる幹線林道、林内に到達する支線林道、作業の基地として利用される作業道とそれぞれの役割が分担されており、それぞれが適切に配置されることにより、効率的な森林整備と木材生産が可能となります。林道などの基盤整備につきましては、平成19年度中には浜松市としての林道網整備計画を策定し、それに従って計画的に整備を進めていきたいと考えております。整備した林道の維持補修については、原材料支給事業などを活用して、受益者である森林所有者などの協力を得ながら、今後も進めたいと考えております。また、森林所有者みずからによる作業道の開設も積極的に進められています。作業道は開設単価も林道に比べれば大変低コストであります。天竜森林組合では、年間に1万メートルを超える作業道を開設し、その周辺の間伐、木材生産に積極的に取り組んでいます。こうした取り組みに対し、市としても支援を継続したいと考えております。

### 認定農業者協議会の組織づくりと活動支援について

#### 30番 長山芳正

次に、質問の第5として、認定農業者協議会の組織づくりと活動支援について、農林水

産部長にお伺いいたします。

我が国の農業の現状は消費の多様化等により米、ミカンなど、国産農産物の消費量の減少、また海外からの輸入増加などによる販売価格の低下や利益の減少等により農家の意欲は年を追って減退してきています。また、都市部と農山村の所得の格差の増大や高齢化、後継者不足が大きな問題となっている中、意欲ある農業者として市町村が認定した認定農業者は、地域農業の中核となり指導的役割を果たす一方で、自治会や農協など地域のさまざまな組織の中心となって、地域づくりのリーダーとしても大いに貢献しています。そこで次の3点についてお伺いいたします。

1点目として、今般の合併、そして来年に控えた政令市への移行という情勢の変化の中で、認定農業者の組織づくりと資金面における市の支援の重要性は大きいと考えます。旧市町村ごとの組織から、各区ごとの組織への移行、そして全市を総括する本部組織の確立は急務と考えますが、全国有数の農業産出額を誇る浜松市として、市の組織育成強化に向けた考えをお伺いいたします。

次に、2点目として、先進的な経営を目指す担い手の育成等から、認定農業者に対する支援措置があるとされていますが、17年度並びに18年度の9月までに低利な融資等、どのような支援策を講じてきたかお伺いいたします。

次に、3点目として、昨年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」において、認定農業者並びに一定の集落営農組織に対して、各種施策を集中的・重点的に実施することが重要であるとされていますが、農業者自身からどのような政策提言がな

され、具体的にどのような支援を進めていくのかお伺いいたします。

#### ■伊熊 守 農林水産部長

次に、御質問の第5番目、認定農業者協議会の組織づくりと活動支援についての1点目、組織育成強化に向けた考えについてお答えいたします。

本市の認定農業者は、昨年の合併により164名と全国有数の規模となり、浜松市認定農業者協議会を初めとする九つの認定農業者の組織が旧市町村ごとに活動しております。来年4月の政令市移行時にはこれらの組織を一本化し、浜松市認定農業者協議会として全体活動ができる体制づくりを進めてまいります。加えて、区役所単位での活動や地域自治センターごとの地域活動が継続できるような組織の再編を進めてまいります。認定農業者に共通する事業は全体活動で担い、地域を単位とする支部制度を導入し、地域ごとの特色を生かした活動をしていただくよう考えております。既存の地域単位の協議会においては、今までの活動に支障のないよう配慮してまいります。農業産出額全国第4位の浜松農業を維持・発展させていくためには、農業の担い手の中心である認定農業者への支援は重要なことと認識しております。

次に、2点目の認定農業者にどのような支援策を講じてきたかについてお答えいたします。認定農業者に対する支援策についてでございますが、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金につきましては、本年4月に新たな利子補給制度を再編し、制度の見直しを行いました。具体的には、利率については実質借り入れ利率の一番低くなるよう、利子補給期

間についても償還完了までの全期間といたしました。

次に、3点目の農業者自身からどのような政策提言がなされ、具体的にはどのような支援を進めていくかについてお答えいたします。認定農業者からの政策の要望といたしましては、原油高騰に対する支援策の要望がなされ、この11月補正予算において農業生産活動維持緊急対策事業として、施設園芸を行っている認定農業者を対象に新たな利子補給制度を提案しているところでございます。今後農業者からの提言について、生産活動を支援できる対策について真摯に対応してまいりたいと考えております。

## 地域振興における企業誘致の優遇策について

### 30番 長山芳正

次に、質問の第6として、地域振興における企業誘致の優遇策について、宮本助役に伺います。

大手企業が浜松から生産拠点を移転する方針が出されているとき、雇用の場の少ない農村地域の住民にとって、近くに企業が、雇用の場があることは、地域住民の生活安定に大きく関係するものであり、多くの住民が関心を持ってその動向を見守っています。特に旧市町村内にある企業の中には、取り巻く環境が厳しい中、努力に努力を重ね地域振興に大きく貢献をいただいている企業が数多くあります。そうした中、合併したことにより企業も5年という経過措置がありますが、利益に関係なく、目的税であります事業所税が

課税されることとなり、企業にとって大変厳しい状況であり、企業移転、企業閉鎖が心配されます。環境と共生するクラスター型のまちづくりを目指して合併した新浜松市、面積的に大変広い中、第二東名、三遠南信自動車道が早期開通に向かって進められており、浜北インター、引佐インター、またアクセス道路としての幹線道路網も整備されつつあるとき、こうした地域での新しい工業用地の確保並びに事業所税が現在課税されていない地域は、5年の経過措置でなく当分は課税しないなど、優遇措置は考えられないか、また企業誘致への新戦略について現在どのように考えているかお伺いいたします。

### 宮本武彦 助役

次に、御質問の第6番目の地域振興における企業誘致の優遇策についてお答えをいたします。

事業所税は市内の中小河川、下水道、生活道路など、都市環境の向上に不可欠な社会資本の整備・改善のための貴重な目的税でございます。地方税法上、中小企業にとって過重な負担とならないよう、床面積1000平方メートル、従業員数100人という免税点が設けられております。つまり、これらの数値以下のものには課税をしないということになっております。また、非課税等については、中小企業の集積の活性化等の事業、これは例を申しますと、工業団地等に立地する中小企業、これを指しますが、このほか運送業、倉庫業などについても非課税等の特例があり、中小企業等に対し、税法上の配慮がなされております。市町村合併に当たっては、旧11市町村域に係る経過措置として5年間課税しないこ

ととしておりますが、平成23年度からは全市域が課税対象となるものでございます。こうした方針を進めてまいります。今後については、企業誘致への優遇策を検討する中で、事業税についても研究してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致への新戦略についてでございますが、昨今の大手企業の拠点の移転計画については、税収入の減少や雇用の削減など、関連企業への影響も含めて、本市全体に与える影響は重大かつ深刻なものであると考えております。このため、本市においては既存企業の流出防止、企業誘致、創業支援、この三つを今後の産業施策の柱として位置づけ、地域経済の一層の振興を図っていききたいというふうに考えております。中でも既存企業の市外流出防止対策と企業誘致につきましては、企業が新規に立地できる用地が不足していることから、新たな企業用地の確保を早急に進めていきたいと考えています。特に第二東名等の整備に伴い、(仮称)浜北インターや(仮称)引佐インター周辺地域などにおいては企業用地の確保について、具体的に調査してまいりたいと存じます。なお、新規立地企業に対するインセンティブにつきましては、現在、用地取得と新規雇用に対する助成金として最大2億円、県の設備投資に対する助成金と合わせますと最大7億円の補助制度となっております。これにつきましては、本年度中に用地取得費や設備投資費などに対する助成の限度額の見直しを行い、一層の充実を図るとともに、企業誘致体制を整備し、浜松独自の企業立地環境を整えていく方針でございます。

## 防災並びに一有事の対応策について

### 30番 長山芳正

次に、質問の第7として、防災並びに一有事の対応策について、宮本助役に伺います。

行政は常に災害のない、犯罪のない、事故のない、地域住民の生活安定を基本とし、これらを未然に防ぐそれぞれの事業を積極的に進めていたただかなくてはなりません。しかしながら、地震等は自然現象が相手であり、災害からすべてを守るということは、その規模、種類、そして住民の生活範囲の広さ、また多様化等からも困難であります。未然に防ぐ対策とともに一有事の際、被害を最小限に食い止めるべく阪神・淡路等の震災を教訓とする中、万全な体制整備を図っていかねばなりません。そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目として昨年の私の一般質問の中で、特に広い面積を持つ地域自治センター管内の災害発生時の対応を考慮する中で、人員配置についての質問に対して、「地域の特性を踏まえた防災体制を組織し、迅速な災害対応を図るため、必要な人員を配置することが大切である」との答弁をいただいておりますが、そのような配置がされているのかお伺いいたします。

次に、2点目として、現在、全市域に自主防災組織が結成されており、今回さらに、新浜松市全体の自主防災会連合会が組織化されるようであります。こうした組織化によって、市全体として防災会の横の連携がとれること



については評価できませんが、現実的な活動としては、それぞれの単一自主防災組織が地域の実情に合った防災活動を考え実践していかなくてはなりません。そこで、東海地震が叫ばれ30年が経過し、地域によっては防災意識の低下や訓練のマンネリ化が散見されます。一方、周期的にも東海地震の危険性が高まって来ていると言われているとき、自分の命は自分で守る、みずからの地域はみんなで作るのが原則である意識を高揚させるために、自主防災組織強化に向けて、市としてのような支援、指導をしていくかお伺いいたします。

次に、3点目として、各地域の自主防災組織を専門的に、きめ細かな指導や情報提供が行える人材として、これまで災害時に警察、消防、自衛隊などで活動してきた、行政職員退職者を指導者としてお願いし、各地域の実情を詳しく知っている立場で、その地域の防災指導員として活躍していただき、市民の防災意識の高揚を図り、組織強化を図ることが必要かと思いますが、そのための地域防災指導員をはじめとした、指導者養成を区役所単位等で行う考えがあるかお伺いいたします。

#### ■宮本武彦 助役

次に、御質問の第7番目、防災並びに一有事の対応策についての1点目、職員の災害発生時の体制についてお答えをいたします。

政令指定都市移行後における災害発生等の非常時における防災体制といたしましては、全市的には市長を最高責任者とする災害対策本部を設置するのを初め、区の段階では区長の総括のもと、副区長を実務的な責任者である防災監とする区の災害対策本部を設置してまいります。また、特に地域自治センターの段階におきましては、地域自治センター長を地域防災監並びに地域本部長とし、一定の権限を付与した地域本部組織を構築してまいります。すなわち、地域自治センターで完結できる範囲・内容の災害、例えば大雨等による局所的なけ崩れ等の災害に対しましては、現在の総合事務所と同様の対応がとれるようにしていきたいというふうに考えております。具体的には、地域本部長―これは地域自治センター長でございますが、この指揮のもとにセンターの全職員のみならず、例えば勤務時間中であれば、自治センター管内にある出先事業所の職員を動員してまいります。また、早朝や深夜等の勤務時間外であれば、それぞ

れの区域内に居住し、地区防災班員として指定されている職員を動員し、情報収集や災害現場の調査はもとより、必要に応じた住民の避難誘導等を適切に実施できるようにしてまいりたいと考えております。いざ災害が発生した場合には、地域の特性を踏まえた体制が重要となりますので、地区防災班員の配備に際しましては、地域の実情のわかる職員をできるだけその地域に確保するよう、住居主義に基づいた配備体制にも配慮していきたいというふうに思っております。

次に、2点目の自主防災組織強化についてでございますが、御質問にもありましたように、各地域の自主防災組織が来年4月1日に浜松市自主防災隊連合会として統一されることと決定しており、さらに活動が強化されることを期待しているところでございます。一方では、御指摘のとおり、防災意識の低下や訓練のマンネリ化などとともに、地域における防災活動の取り組みには、なお少なからず地域差があることも事実でございます。このため、本市といたしましては、これまで防災

資機材・防災倉庫の整備に対する補助制度や初期消火用の可搬ポンプの貸与・更新、あるいは訓練時の傷害保険の一括加入など、組織の充実に向けた支援に努めてまいりました。また、平成16年度からは自主防災隊連合会と連携し、自主防災隊員を対象とした災害図上訓練―DIGと呼んでいるものでございますが、これを各地で実施しております。本年も8月31日夜からでございますが、総合防災訓練の折に、地域の訓練会場で行われた様子がこのDIG訓練の関係、報道されたところでございますが、こうしたDIG訓練を通じて地域防災力の再認識



と住民間の連携を図ってまいります。今後につきましても、自主防災隊連合会と連携し、これらのDIG訓練の全市民的な展開や防災研修会の実施など、活動の活発な地域のさらなる強化とあわせ、活動の低調な地域の底上げにも努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域防災の指導者養成についてでございますが、地域防災指導員の制度は、静岡県が自主防災組織に対するきめ細かな指導や情報提供等を行う人の養成と人材活用を進めるため、平成14年度から始めたものでございます。本市の状況につきましては、合併前におきまして、旧舞阪、引佐、細江、三ヶ日町で消防団OBなど計13名が地域防災指導員として登録されておりました。一方、浜松地域を含むその他の地域におきましては、浜松市自主防災隊連合会などが各自

災組織における防災委員の登録制度等を設けております。この防災委員の役割といたしましては、防災についての研修会、講演会等に積極的に参加し、得られました知識・技能等を自主防災組織を通じ、各家庭や地域住民へ普及啓発を図ることにより、地域防災活動の活性化を促進することにあります。地域防災指導員と同様の活動をする制度でございます。したがって、今後における指導者養成につきましては、自主防災隊連合会と連携をし、区役所等を単位に防災委員を対象とした防災研修会をできるだけ細かく開催するなど、防災委員制度の充実に努めてまいりたいと考えております。なお、各自主防災組織において防災委員を任命する場合には、御質問にもありましたように、経験豊富で地域の実情のわかる警察・行政・消防などの防災関係機関OBの登用を奨励するなど、防災委員の登録制度のより一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

## 食育の推進について

### 30番 長山芳正

次に、質問の第8として、食育の推進について保健福祉部長にお伺いいたします。

食育基本法が平成17年6月10日に、国会で可決成立し、同年7月15日施行されました。幸せな生活は、先ず健康からであり、健康は自らであり健康づくり運動、また検診による早期発見、早期治療等々を進めています。その前段階で大切なことが、食育であります。政府は初の食育白書2005年度版で健全な食生活が失われつつあると警笛を鳴らしてお

ります。食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、次の時代を担う子ども達に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんできていく基礎となるとされています。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちであります。また、国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などの問題に加え、新たな「食」の安全性の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」の安全の確保の面からも自ら「食」のありかたを学ぶことが求められています。

こうした今こそ、家庭、学校、保育所、地域などを中心に国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが課せられております。また、基本法の第10条には、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念のつとめ、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあります。そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1点目として、本市においては、昨年度、食育推進連絡会を立ち上げ、食育推進の取り組みについて検討を行っているとのことですが、食育推進計画をどのような考えで策定するのかお伺いいたします。

次に、2点目として食育基本法に基づき乳幼児、成人、高齢者等の健全な食生活を指し、心身共に健康で文化的な生活と豊かで活力ある地域社会づくりを進めるに当たり、本市は、19年度中を目標に、総合的かつ実効性

のある浜松市としての食育推進計画を策定し、食に関する諸事業を進めていくと9月議会でも小倉議員の質問に答弁されております。そして、19年度は、管理栄養士を区役所に配置するとしていますが、住民に身近な地域の保健福祉センター等に配置して、進めるべきだと思いますが、その考えをお伺いいたします。

### 石塚猛裕 保健福祉部長

次に、御質問の第8番目、食育の推進についての1点目、食育推進計画をどのような考えで策定するかでございますが、食育につきましては、食育基本法において、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられております。市民の心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるためには、食育の推進は極めて大切なことと認識いたしております。本市といたしましては、本年3月、国において示された食育推進基本計画の基本的な施策であります家庭や学校、保育所などにおける食育の推進、地域の食生活の改善の取り組みの推進、食育推進運動の展開、生産者と消費者との交流の促進や食文化の継承活動への支援などの七つの柱を基本とするともに、県において本年度策定予定の食育推進計画を視野に入れながら、来年度設置する食育推進協議会の中で、市民からの食育に関するアンケート結果などをもとに、本市の実情を踏まえた政令指定都市にふさわしい食育推進計画を平成19年度中に策定してまいります。

次に、2点目の管理栄養士を保健福祉センターなどに配置することについてでございますが、政令指定都市移行後の栄養指導・相談事業につきましては、管理栄養士などを各区

役所に集中配置し、離乳食教室や1歳6ヶ月児健診、生活習慣病予防教室などの事業を区単位で実施し、区民に統一的な健康づくりや食育情報を提供するなど、効率的かつ有効的な業務運営を行ってまいります。また、複数の栄養士によるきめ細かな栄養指導を行うことで、保護者の育児不安の解消など、市民サービスの上にも努めてまいります。さらに、管理栄養士の役割としては、食生活の改善についての直接的な支援など、地域住民の健康づくりという大きな使命を担っておりますので、栄養士が保健福祉センターなどに積極的に出向き、親子料理教室や栄養相談などの食育に関する事業を開催するなど、食育の推進を図ってまいります。

### 30番 長山芳正

ただいまは、市長、助役を初め、関係部長には前向きなる御答弁をいただき、大変ありがたうございました。私からは、特に企業誘致の新戦略等について助役より御答弁いただきましたが、答弁のとおり既存企業の流出防止、企業誘致、創業支援等々につきまして早急に進めていただくことを強くお願いいたします。残り時間も少しはありますが、ただいまの答弁に期待し、これで私の一般質問すべてを終わらせていただきます。

議員の皆様方には大変お疲れのところ、ありがとうございました。

(拍手)



# 国道257号バイパス事業について

(浜松都市計画部 都市計画課)

## 1. 事業の目的

平成24年開通を目指し第二東名自動車道の建設が進捗するなか、引佐ICから浜松市街地へのアクセスについては国道257号バイパスが必要とされている。

この早期完成を目指し、ルート認定のための事前調査等を進めていくものである。

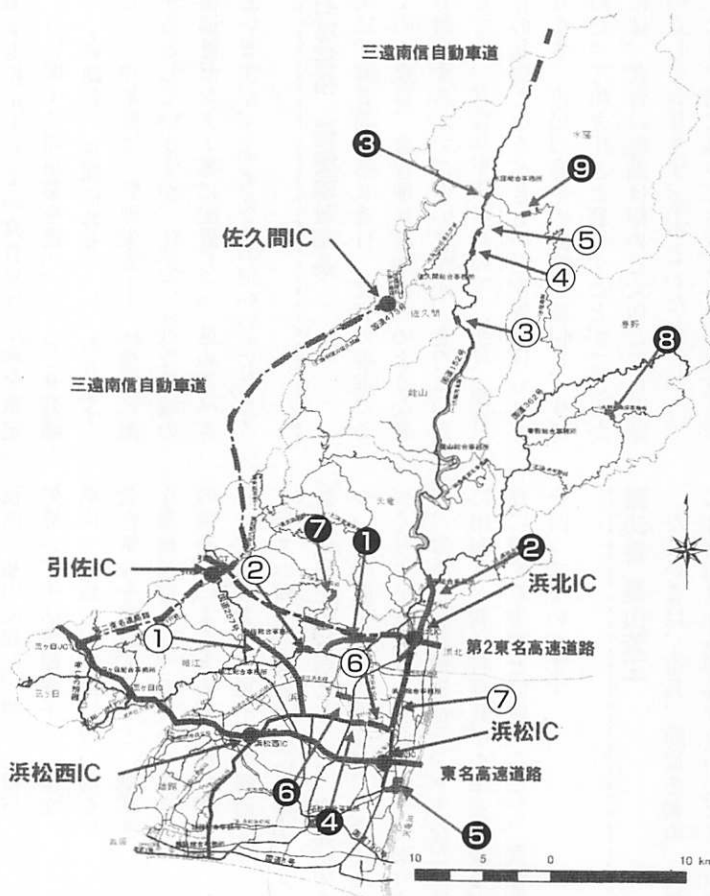
## 2. 事業概要

- (1) 計画区間 引佐町花平橋～三方原町
- (2) 計画延長 約8.5km
- (3) 道路幅員 12m(山地2車)、15m(平地2車)、萩丘都田線23.5m(4車拡幅)
- (4) 18年度事業  
来年度のルート認定に向け、動植物等の環境影響評価調査を行うもの
- (5) 年次計画
  - 平成18年度 環境影響評価事前調査
  - 平成19年度 ルート協議における認可、大気質等調査
  - 平成20年度 新規工区の要望、文化財調査
  - 平成21年度 新規工区の採択、設計
  - 平成22年度～ 路線測量、実施設計、工事施工

## 3. 補正額(9月補正予算)

5,000千円(委託料)

## 政令指定都市浜松市の今後の道路整備



### 静岡県から引継いで実施する事業

- ① (国) 362号(宮口バイパス)
- ② (国) 152号(天竜浜北バイパス)
- ③ (国) 152号(半島特一)
- ④ (主) 浜松環状線(交付金)
- ⑤ (一) 二俣浜松線他3路線(交付金)
- ⑥ (一) 細江浜北線(住市)
- ⑦ (主) 浜北三ヶ日線(交付金)
- ⑧ (主) 春野下泉停車場線(交付金)
- ⑨ (一) 水窪森線(交付金)

### 浜松市が今後着手を予定する事業

- ① (国) 257号(浜松～引佐バイパス)
- ② (国) 362号(都田町横尾特一)
- ③ (国) 152号(佐久間町大井特一)
- ④ (国) 152号(佐久間町相月特一)
- ⑤ (国) 152号(佐久間町城西特一)
- ⑥ (主) 浜松環状線(交付金)
- ⑦ (主) 天竜浜松線(交付金)